電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサ―第２部：品種別通則―パワー用電気二重層コンデンサ	C5160―２
光増幅器―測定方法―第５―１部：光反射率パラメータ―光スペクトラムアナライザ法	C6122―５―１
リチウム一次電池の安全性	C8513
環境試験方法―電気・電子―第２―43部：接点及び接続部の硫化水素試験方法（試験記号Ｋｄ）	C60068―２―43
環境試験方法―電気・電子―第３―１部：支援文書及び指針―低温（耐寒性）試験及び高温（耐熱性）試験	C60068―３―１
高周波誘導部品―電気的特性及び測定方法―第１部：ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタ	C62024―１
電気・電子機器用リチウムイオンキャパシタ―電気的特性の試験方法	C62813
チタン及びチタン合金―分析方法通則	H1611
チタン及びチタン合金―炭素定量方法―高周波誘導加熱燃焼―赤外線吸収法	H1617
ダイカスト用マグネシウム合金地金	H2222
マグネシウム合金ダイカスト	H5303
ゴム用カーボンブラック―基本特性―第１部：よう素吸着量の求め方	K6217―１
プラスチック―フィルム及びシート―ガス透過度試験方法―第２部：等圧法	K7126―２
発泡プラスチック及びゴム―見掛け密度の求め方	K7222
環境マネジメントシステム―要求事項及び利用の手引	Q14001
ソフトウェア技術―ソフトウェアライフサイクルプロセス―保守	X0161
システム及びソフトウェア技術―システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価（ＳＱｕａＲＥ）―品質評価の枠組み	X25040
システム及びソフトウェア技術―システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価（ＳＱｕａＲＥ）―ユーザビリティ評価報告のための産業共通様式	X25062

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

電気機械器具の外郭による人体及び内部機器の保護―検査プローブ	C0922
懸垂がいし及び耐塩用懸垂がいし	C3810
ラインポストがいし	C3812
長幹がいし	C3816

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

電気及び関連分野―取扱説明の作成―構成，内容及び表示方法	C0457
電子機器用固定コンデンサ―第８―１部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ　種類１　評価水準ＥＺ	C5101―８―１
電子機器用固定コンデンサ―第９―１部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ　種類２　評価水準ＥＺ	C5101―９―１
電子機器用固定コンデンサ―第21―１部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類１　評価水準ＥＺ	C5101―21―１
電子機器用固定コンデンサ―第22―１部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類２　評価水準ＥＺ	C5101―22―１
環境試験方法―電気・電子―低温・減圧複合試験方法	C60068―２―40
環境試験方法―電気・電子―高温・減圧複合試験方法	C60068―２―41
ゴム用カーボンブラック―基本特性―第３部：比表面積の求め方―ＣＴＡＢ吸着法	K6217―３
システム及びソフトウェアに課せられたリスク抑制の完全性水準	X0134
ＩＣカード―第11部：バイオメトリクスを用いた本人確認	X6320―11

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年８月20日

国土交通省航空局長　池光　　崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、洋上管制処理システム（ＴＯＰＳ）性能向上を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　洋上管制処理システム（ＴＯＰＳ）性能向上

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月23日まで

３．業務目的

本業務は、空地間コミュニケーションの安定および洋上管制業務の円滑化を目的として機能を追加・変更する性能向上を行う。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　技術的要件

①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。

⑶　業務実施体制に関する要件

作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に挙げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。

①　プロジェクト全体管理者

本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、以下いずれかの要件に該当すること。また、全体管理責任者の責務として、プロジェクト会議の８割以上に出席すること。

・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者

・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

②　システム設計・開発・試験担当リーダー

システム設計・開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者

・データベーススペシャリスト試験の合格者

・ネットワークスペシャリスト試験の合格者

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者